

水ぼうそうワクチン 定期予防接種に導入 1〜3歳未満の未接種の方等が対象

10/1(水)~

10月1日(水)から、水痘(水ぼうそう)ワクチンが定期予防接種に導入されます。

対象は、1歳から3歳未満の方です。今まで水痘になったことがある方、すでに水痘ワクチンを2回接種している方は対象外です。

接種は、3か月以上の間隔をおいて2回の接種が必要です。標準的な接種は、初回接種を1歳から1歳3か月未満で行い、

特別障害者手当・障害児福祉手当

対象要件該当の方は申請を

区では左表のとおり、特別障害者手当・障害児福祉手当を支給しています。対象者の方は申請を忘れずに行ってください。審査の結果、支給が決定されると、

手当種類	年齢制限	対象者	手当額
特別障害者手当	20歳以上	重度の障害があるため、日常生活において常時特別な介護が必要な20歳以上の方(おおむね身体障害者手帳1・2級、愛の手帳1・2度程度でかつ障害が重複している方。あるいはこれらと同等の疾病・精神障害の方。原則専用の診断書で判定されます)。ただし次に該当する方を除く①施設入所者②病院等に3か月を超えて入院している方。本人および扶養義務者の所得制限があります。原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律に基づく介護手当を受給しているときは、手当額の併給調整があります。	月額 26,000円
障害児福祉手当	20歳未満	重度の障害があるため、日常生活において常時介護が必要な20歳未満の方(おおむね身体障害者手帳1級および2級の一部、愛の手帳1・2度程度の方。あるいはこれらと同等の疾病・精神障害の方。原則専用の診断書で判定されます)。ただし次に該当する方を除く①施設入所者②障害を理由とする公的年金受給者。本人および扶養義務者の所得制限があります。	月額 14,140円

る方は対象外となります。この措置は平成27年3月31日(火)までです。また、5歳以上の方は、定期接種としては受けられませんのでご注意ください。

予診票等は、平成25年10月以降にお生まれの方には、1歳になる前月に送付します。1歳になりましたら、指定医療機関で接種をお受けください。

なお、それ以前にお生まれの方には個別送付しませんが、定期接種対象の方は指定医療機関において、予診票を受け取り接種することができます。母子手帳で接種履歴を確認し、可能な回数接種を受けてください。

保健所保健予防課保健係
☎(3647)5906

心身障害者(難病)福祉手当 対象要件該当の方は申請を忘れずに

身体障害者手帳1〜2級・愛の手帳1〜3度・脳性まひ・進行性筋萎縮症で20歳以上65歳未満の方、または、身体障害者手帳3級・愛の手帳4度・東京都の難病医療費等助成認定者の65歳未満の方で、手当の申請をされている方は、65歳の誕生日の前々日までに申請手続きをしてください。65歳以上の方は、新規申請ができません。

ただし、65歳以上の方でも、平成12年8月以降、65歳の誕生日の前々日までに「所得制限超過」の届書が提出されている場合は、申請手続きをしてください。

東京都の難病医療費等助成の認定を受けていることで、手当を受給されている方の多くの方には、例年、8月下旬に障害者福祉係よりあらかじめ現況届書を送付し、提出をお願いしてまいりました。しかし、今年度の難病

心身障害者医療費助成制度

受給者証切り替え9月1日(月)から

心身障害者医療費助成制度(以下「心身」)は、心身に重い障害のある方の医療保険の自己負担分を助成するものです。

9月1日(月)から「心身」受給者証が新しくなります。更新の対象となる方には、8月末日までに、新しい「心身」受給者証をお送りします。

「対象となる方」
身体障害者手帳1級・2級(心臓・腎臓等内部障害については3級まで)、愛の手帳1度・2度のいずれかをお持ちの重度障害者の方で、所得が限度額以下の方(右下表)

※限度額は、「20歳以上の方は、本人の所得」、「20歳未満の方は、

医療券の更新時期の変更(有効期限の自動的延長)に伴い、現況届書の提出時期を11月下旬頃に延期します。なお、有効期限の自動的延長がなされない疾病もあり、その対象の方には、例年どおり、有効期限に合わせて現況届書の提出をお願いすることとなります。疾病に合わせ、現況届書の提出についてのご案内を個別に送付しましたので、詳しくは通知をお読みください。現況届書がお手元に届きましたら、お早めの提出をお願いいたします。

また、これまでどおり、身体障害者手帳1〜3級・愛の手帳1〜4度・脳性まひ・進行性筋萎縮症により手当を受給されている方は、現況届書の提出は不要です。

申請手続きをしてください。
【注意】重度障害者になった年齢が65歳未満で「心身」受給者証の申請手続きを行っていない方は、65歳の誕生日の前々日までに申請の手続きをしてください。

また、過去に「心身」受給者証を持っていた方で、限度額以上の所得があった等により、助成対象ではなくなったため資格が消滅した方で、その後制限事由がなくなった場合は、申請手続きを行ってください。

東京都の難病医療費等助成の認定を受けていることで、手当を受給されている方の多くの方には、例年、8月下旬に障害者福祉係よりあらかじめ現況届書を送付し、提出をお願いしてまいりました。しかし、今年度の難病

申請手続きをしてください。
【注意】重度障害者になった年齢が65歳未満で「心身」受給者証の申請手続きを行っていない方は、65歳の誕生日の前々日までに申請の手続きをしてください。

また、過去に「心身」受給者証を持っていた方で、限度額以上の所得があった等により、助成対象ではなくなったため資格が消滅した方で、その後制限事由がなくなった場合は、申請手続きを行ってください。

また、過去に「心身」受給者証を持っていた方で、限度額以上の所得があった等により、助成対象ではなくなったため資格が消滅した方で、その後制限事由がなくなった場合は、申請手続きを行ってください。

また、過去に「心身」受給者証を持っていた方で、限度額以上の所得があった等により、助成対象ではなくなったため資格が消滅した方で、その後制限事由がなくなった場合は、申請手続きを行ってください。

また、過去に「心身」受給者証を持っていた方で、限度額以上の所得があった等により、助成対象ではなくなったため資格が消滅した方で、その後制限事由がなくなった場合は、申請手続きを行ってください。

所得制限限度額表※心身障害者(難病)福祉手当、心身障害者医療費助成共通

本人等所得-所得控除≦所得限度額	
適用期間	心身障害者(難病)福祉手当 8/1(金)~平成27年7/31(金) 心身障害者医療費助成 9/1(月)~平成27年8/31(月)
対象所得	平成25年中所得
扶養親族の数	本人および扶養義務者等の所得限度額
0人	3,604,000円
1人	3,984,000円
2人	4,364,000円
3人	4,744,000円
4人	5,124,000円
5人	5,504,000円

20歳以上:本人所得
20歳未満・配偶者または扶養義務者の所得
※次のような扶養家族がいる場合には、左記の所得限度額にそれぞれ加算されます。
・老人扶養親族1人につき10万円
・特定扶養親族または控除対象扶養親族(19歳未満の者に限る)1人につき25万円
※医療費・社会保険料(医療費助成は本人のみ)等は相当額を控除

男女共同参画に関する意識実態調査
区民2,000人、区内企業1,000社に9月初旬に調査票送付
区では、新たな男女共同参画行動計画を策定するため、男女共同参画に関する意識実態調査を実施します。この調査は、平成28年度からの新行動計画策定のための基礎資料として、また、今後の男女共同参画施策推進の参考資料として活用します。

9月初旬に調査票を送付
対象者は、無作為に抽出した区内在住の20歳以上の男女2,000人です。また、従業員数

20人以上の企業の中から1,000社を無作為に抽出して企業における男女共同参画の取り組み状況の調査を実施します。9月初旬に調査票を郵送しますので、調査の趣旨をご理解のうえ、ご協力をお願いします。

男女共同参画推進センター
☎(3647)1163

男女共同参画推進センター
☎(3647)1163